

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

組織体規程

第 1 章 総 則

第1条〔目的〕

- (1) 本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン（以下「JRLO」という）が定める規約第2章に定める事項に関し、JRLO の業務の執行のために JRLO が設置する機関、役職者および組織単位、ならびにそれらの業務所掌および決裁権限について定めるものである。
- (2) 本規程は JRLO の事業の組織的かつ効率的な業務の遂行を図ることを目的とする。

第 2 章 組 織

第2条〔組織体制〕

JRLO の組織体制は、別表「組織図」のとおりとする。

第3条〔機関および役員〕

- (1) JRLO は、その業務の執行に関して、以下の各号の機関を置く。
 - ① 理事会：理事会は、すべての理事をもって構成され、法令および「理事会規程」に定める JRLO の重要な業務執行に関する事項を決議する。
 - ② 事業執行会議：理事会から委嘱された事項の意思決定を行うため、別途定める「事業執行会議規程」に基づき設置、運営される。
- (2) JRLO は、その業務の執行に関して、以下の各号の役員を置く。
 - ① 理事長：理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定され、法令および定款で定めるところにより JRLO を代表し、その業務を執行する。
 - ② 専務理事：専務理事は、定款で定めるところにより理事会の決議によって理事の中から選定され、本規程および理事会の決議によって定められた業務を執行する。
 - ③ 業務執行理事：業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定され、本規程および理事会の決議によって定められた業務を執行する。
 - ④ 理事：理事は、理事会を構成し、法令および定款で定めるところにより、その職務を執行する。
 - ⑤ 監事：監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第4条〔本部及び部門〕

- (1) JRLO は、その事業を行うための組織単位として、本部を置く。本部の所属員を指揮監督し、当該部門の分掌業務を統括する者として、本部長を置く。

- (2) JRLO は本部の業務を行うための組織単位として、本部の下に部門を置く。部門には、部門の所属員を指揮監督し、当該部門の分掌業務を統括する者として、部門長を置く。なお、部門長のほか、複数の部門を統括する者として、統括部門長を置くことができる。
- (3) JRLO は、JRLO が設置する本部および分掌業務の概要を、別表「業務分掌表1」のとおり定める。

第 3 章 委 員 会

第5条〔委員会〕

JRLO は、以下各号に定める委員会を置く。

- ① 実行委員会: 実行委員会は、JRLO および正会員の協議ならびに理事会から委嘱された事項の意思決定を行うため、別途定める「実行委員会規程」に基づき設置、運営される。
- ② 専門委員会: 専門委員会は、執行組織(JRLO 規約に定める定義による)を専門的知見等に基づき補助し、理事会から委嘱された事項を立案、遂行するため、別途定める「専門委員会規程」に基づき設置、運営される。
- ③ 諮問委員会: 諮問委員会は、理事会または別途理事会が定める組織の諮問に基づく答申を行うため、別途定める「諮問委員会規程」に基づき設置、運営される。

第6条〔専門・諮問委員会と所管元との連携〕

- (1) 別表「業務分掌表2」に定める所管元は、その担当する事業について、必要に応じて、専門委員会に専門的見地からの助言および答申を求めることができる。
- (2) 所管元は、その管掌する部門および当該部門に関連する専門・諮問委員会が緊密に連携して円滑に事業を遂行できるよう必要な管理および調整を行う。

第 4 章 決 裁 権 限

第7条〔決裁権限〕

JRLO の機関および役員の決裁権限については、別途理事会にて定める。

第 5 章 そ の 他

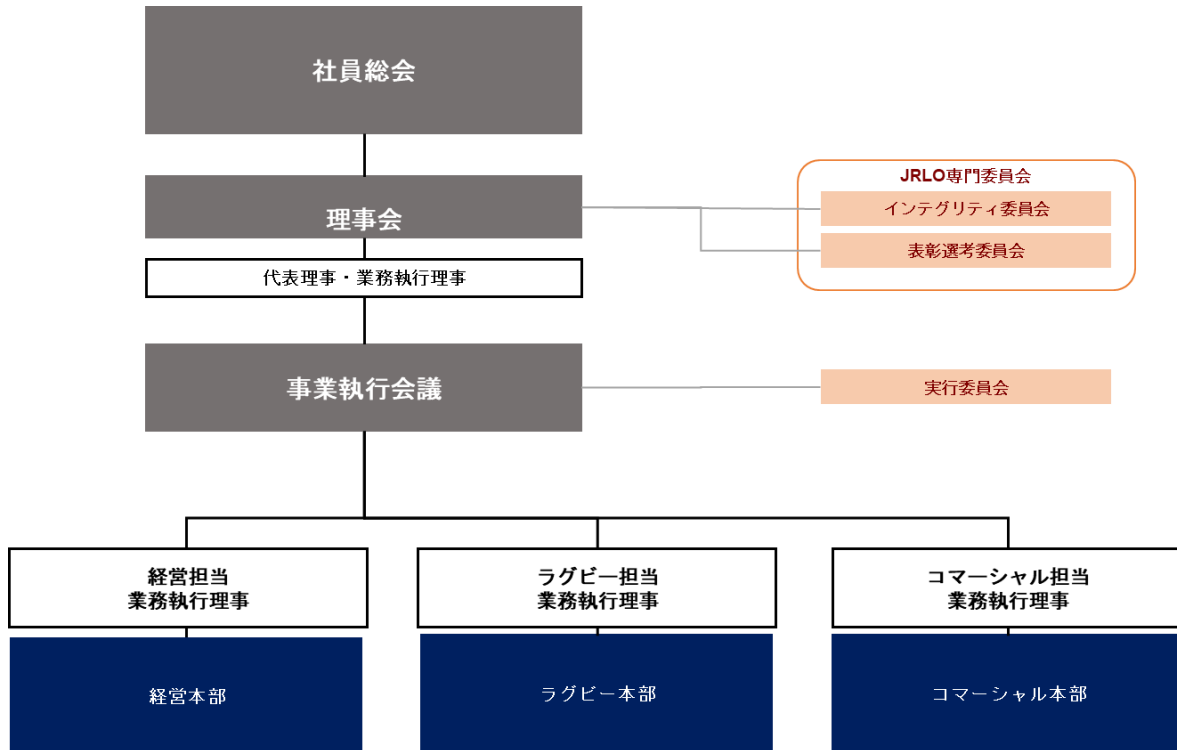
第8条〔改正〕

本規程(別表「組織図」、「業務分掌表 1、2」を含む)の改廃は理事会の決議により行う。

第9条〔施行〕

本規程(別表「組織図」、「業務分掌表 1、2」を含む)は、2022 年 4 月 13 日より施行する。

別表 組織図



別表 業務分掌表1

本部	分掌業務概要
(1) 経営本部	法人、リーグの経営・運営に係る業務を所轄する ● 経営企画、チーム対応、渉外、コーポレート等
(2) ラグビー本部	競技・大会に係る業務を所轄する ● 競技・大会の企画運営、大会運営総務、等
(3) コマーシャル本部	コマーシャルに係る業務を所轄する ● マーケティング、メディア、パートナー対応、等

別表 業務分掌表2

委員会	所管元	部門
インテグリティ委員会(専門)	理事会	-(担当部門なし)
表彰選考委員会(専門)	理事会	-(担当部門なし)